

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

総括安全衛生委員会で重要課題について討議

労働安全衛生法は、「事業者」に対して、「事業場」ごとに安全衛生体制を整備し労働災害の防止活動をおこなうことを義務づけている（県立学校の設置者である地方自治体の茨城県が「事業者」で、各学校が「事業場」）。

これにより、各学校に衛生管理者、産業医（「健康管理医」）、衛生委員会などがおかれ、それぞれ法に定められた活動をおこなっている。

このほかに、県立学校全体を「総括」するしくみが置かれている。そのひとつが「総括安全衛生委員会」で、小田部幹夫教育次長を委員長とし、総括健康管理医（齋藤浩県医師会長他）、各校の校長や衛生管理者の代表の他、職員団体（茨城県高等学校教職員組合）からも6人が教職員代表として、参加している。

2月12日に開催された今年度第2回の会議の概要を報告する。

療休制度変更の影響

県立学校の労働安全衛生体制についての担当課である保健体育課の国府田稔学校保健係長から報告された教職員の「療養休暇」の取得状況は次のとおり。

7日以上3か月未満の「療休」は 今年度4月～12月で46名（昨年度は1年間で、23名）。校種別内訳は高校32名、特別支援学校16名。年齢別内訳は、20代7名、30代12名、40代9名 50代18名。

療休制度の改悪で療休期間が大幅に短縮され90日が上限となり、超過すると「休職」とされるようになったことで3か月未満の療休が激増したものと推定される。これでは十分に治療に専念できず、病状を悪化させることが懸念される。

精神疾患は、今年度4月～12月で、初回の「健康審査」による3か月以上の療休者は25名（昨年度は1年間で48名）。校

種別内訳は高等学校で16名、特別支援学校で9名。年代別では、20代7名、30代8名、40代2名、50代8名だった。

仮設校舎の空調

ついで、2校から提出された「重要事項審議結果報告書」について検討した。

1件は、石岡一高から空調設備の設置を求める内容。校舎の建て替えに伴い仮設校舎で授業をしているが、中廊下方式のため風通しが悪く夏冬の環境悪化が懸念されるため空調設備の設置を求めるもの。受け付けた保健体育課から財務課に報告済みであり、検討中とのことだった。

教職員の健康保持のみならず生徒の健康保持の観点からも設置すべきとの意見が出された。

職場にひろがるハラスメント

もうひとつは、取手一高から提出された、職場におけるパワハラの件である。教科指導方法

についての強要行為を校長らが放置し、さらに加害者側に立って圧迫を加えたため、女性講師が精神的衝撃により出勤不能となり、退職に追い込まれた事例である。高校教育課に報告済みであり、同課で調査、対応を行うということだった。

パワハラについては従来総括委員会で協議してきたところであり、この事例は到底看過できないとの意見が出された。事態の放置は許されず、厳しい対応が必要だろう。委員会としては、校長研修等の再発防止策について検討することとなった。

総括委員会の議事内容の伝達

このほか、公務災害災害が発生した際の認定請求手続きについて周知する必要があること、厚生労働省によるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントに関する提言等を職場に伝えるべきであること、などが提起された。

全国障害児学級&学校学習交流集会に参加しての感想

今回の学習交流集会（第12回、1月12日～14日、埼玉県）では、「ことば獲得期までの子どもたち」を対象とした授業実践について発表させて頂きました。レポートをまとめたり発表したりすることで、自分の実践を改めて振り返り、整理することができました。

分科会では、授業改善のためのアドバイスはもちろん、子どもたちの発達の捉え方や、言葉の世界の広がり方、子どもたちの表現の受け止め方等、様々な視点からのご意見を伺うことができました。

言葉は気持ちを伝えたり、イメージを共有したりするためのツールとして、とても大切であることを改めて感じ、

ますます、子どもたちの言葉の世界を広げる実践をしたいという思いが強まりました。より良い実践につなげていくために、今後は子どもたちの発達について、更に勉強していきたいと思います。

分科会では「子どもたちの言葉を豊かにしたい」という同じ思いをもった先生方に出会いました。何よりも、「同じ思いで授業をしている人がいてうれしい」という言葉を頂いたことが、今までの頑張りや私の思いを認めてもらえたようで、とてもうれしかったです。

さらに、子どもたちのために、様々な方法で授業づくりに取り組む先生方の発表を聞

き、大変刺激を受けました。「私もあんな風に子どもたちの生き生きとした姿を引き出したい」、「もっと頑張っってより良い授業をしたい」という思いでいっぱいでした。

私は教員としての経験も少なく、未熟なところばかりです。失敗したり反省したりする日々で落ち込むこともあります。同じ思いで頑張っている先生方がたくさんいるということを知り、これからの生活の原動力を頂いたような気がしました。これからもこのような学習会や交流会の機会を大切に、頑張っていきたいと思います。

（特別支援学校教諭・採用2年め・高教組組合員）■

除染対象からはずされた学校の放射能汚染を測定する

今年3月までに、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づく除染作業がおこなわれた県立学校はわずか11校であり、高校99校（中等学校含む）と特別支援学校21校の合計120校の1割にも満たない。

茨城県内の20市町村が除染対象指定

それは、茨城県全域の放射能汚染の程度が軽度であるがゆえなのか？

汚染特措法に基づき、原発至近の福島県内の11市町村が「除染特別区域」に指定された。これが、高度に汚染された地域である。

ついで、中程度に汚染された地域が、「汚染状況重点調査地域」に指定された。岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉の8県の102市町村である。茨城県では、北茨城、高萩、日立、常陸太田、東海、ひたちなか、鉾田、鹿嶋、土浦、阿見、美浦、つくば、牛久、稲敷、利根、つくばみらい、龍ヶ崎、取手、守谷、常総の20市町村が指定された。

【2面へつづく】

前回の委員会で、総括安全衛生委員会の議事内容について各学校職場に伝達すべきとの提起があった点について、事務局の

保健体育課から、A4版1枚程度の要約を電子メールで配信することを来年度から考えていること旨返答があった。

しかし、来年度からでは遅すぎるとの指摘があり、今回の委員会から実施されることとなった。■

【1面 放射性物質汚染特措法記事つづき】

特措法では「汚染状況重点調査地域」は市町村が申請し国（環境省）が指定する形式になっている。市町村役場が申請しなければ、当然「指定」されない。茨城県は、筑西・下妻・坂東・古河にかけての相対的に汚染が少なかった地域（それでも除染が不要というわけではない）を除き、ほぼ全域で放射能汚染が起きた。笠間、石岡、千代田、河内などは、「指定」された20市町村同様に放射能汚染されているのだが、申請を怠ったため特措法による「除染」の対象外となった。

県内の20市町村の11校だけで除染を実施

茨城県内44市町村のうち、「汚染状況重点調査区域」に指定された20市町村には、県立学校が58校（高校50校、特別支援学校8校）立地している。除染作業の対象校となったのは、そのうち11校（高校7校、特別支援学校4校）である。2割にも満たない。なぜ、これほど少ないのか？

「サイコロの5の目」の問題点

「汚染状況重点調査区域」内での除染対象施設は、環境省がさだめた「ガイドライン」に基づき、環境省への申請直前の2012年2月中旬に茨城県教育委員会が測定したデータにより、決定された。（市町村立の小中学校などは、市町村役場が申請するのだが、県立学校は茨城県教育委員会〔保健体育課〕が申請する。）すなわち、校庭の5か所で高さ1m（児童が在籍する特別支援学校では50cm）の空間放射線量を測定し、その平均が毎時0.23 μSv 以上であれば除染作業の対象として申請するというものである（/www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18819&hou_id=14582）。

校庭の5か所については、「サイコロの5の目」にあたる箇所を測定することとされるが、これは、文部科学省（と日本原子力研究開発機構）の通達「学校等における放射線測定の手引き」（2011年8月26日）を踏襲したものである（/radioactivity.mext.go.jp/ja/contents/1000/105/30/1000_082614_3.pdf）。

植物によって土の飛散・流出がおさえられて高線量のままの草地・芝生や、膨大な量の放射性物質を溜め込んでいる側溝の泥などを無視する一方

で、風雨や人為で飛散・流出しやすく客土もおこなわれて、3割以上も放射線量が低下している土のグラウンドだけを測定すること自体が根本的に誤りなのだ。また、「平均値」といいながら、「局所的に線量が高い可能性のある地点は測定地点としない」のだから、じつは平均ですらない。除染対象を減らすためのトリックである。

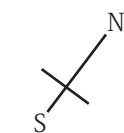
甲子園出場校のグラウンドの放射能汚染

環境省の運用方針の問題点を具体的に明らかにするために、あらためてこれらの除外された学校の測定をおこなった。まず取手市（旧藤代町の取手市毛有640）にある藤代高校のデータを紹介する。

図・表のとおり、多くの地点で環境省の除染基準である毎時0.23 μSv を超過する高線量を示している。2011年3月21日の雨で降下した放射性物質の沈着した土砂が、風によって吹き寄せられたのである。藤代高校といえば高校野球の甲子園出場校であるが、そのチームが練習しているグラウンドのホームベース周辺がかなり汚染されていることが今回わかった。はたして、このまま放置して良いのだろうか？ ■

番	場所	1m	1cm	備考
1	舗道・アスファルト	0.16	0.24	蓄積
2	舗道・アスファルト	0.15	0.22	
3	合宿所前・土	0.16	0.18	
4	アスファルト・土だまり	0.20	0.33	蓄積
5	アスファルト・土だまり	0.30	0.46	基準超
6	アスファルト・土だまり	0.29	0.42	基準超
7	垣根・樹木カイヅカイブキ	0.32	0.30	基準超
8	合宿所角・土	0.16	0.24	蓄積
9	合宿所北・塹樋（側溝放流）	0.18	0.21	
10	塹樋下側溝（コンクリート蓋）	0.20	0.26	蓄積
11	自転車置場・コンクリート	0.16	0.22	
12	側溝（コンクリート蓋）	0.19	0.34	蓄積
13	グラウンド・陸上トラック・土	0.12	0.17	
14	グラウンド・陸上トラック・土	0.11	0.14	
15	グラウンド・陸上トラック・土	0.13	0.12	
16	樹木・松北側の土だまり	0.45	1.60	基準超
17	樹木・松・北から4本目	0.14	0.14	
18	樹木・松・北から6本目	0.14	0.12	
19	樹木・松・北から10本目	0.17	0.26	蓄積
20	樹木・松・北から13本目	0.16	0.16	

藤代高校



2013年2月26日 晴 機器：シンチレーション式サーベイメータ 日立アロカメディカル TCS-172

番	場所	1m	1cm	備考
21	樹木・桜の切り株	0.17	0.35	蓄積
22	木・松・南から4本目	0.17	0.17	
23	木・松・南から2本目	0.20	0.31	蓄積
24	木・松・南から1本目	0.17	0.15	
25	グラウンド・土	0.20	0.23	蓄積
26	グラウンド・土	0.15	0.15	
27	グラウンド・ネット際・土	0.19	0.27	蓄積
28	グラウンド・ネット支柱	0.20	0.27	蓄積
29	グラウンド・鉄棒下・土	0.27	0.36	基準超
30	グラウンド・鉄棒下・土	0.28	0.44	基準超
31	グラウンド・鉄棒下・土	0.26	0.29	基準超
32	グラウンド・鉄棒下・土	0.25	0.31	基準超
33	グラウンド・土	0.28	0.31	基準超
34	野球場・レフト側・土	0.19	0.16	
35	野球場・ネット下・土	0.20	0.23	蓄積
36	野球場・ホーム近く・土	0.20	0.24	蓄積
37	野球場・ホーム近く・土	0.28	0.34	基準超
38	野球場・バックネット下・土	0.24	0.26	基準超
39	野球場・一塁側ベンチ・土	0.15	0.22	
40	記念館南・土	0.16	0.17	

番	場所	1m	1cm	備考
41	ハンドボールコート入口	0.21	0.21	
42	ハンドボールコート中央	0.19	0.19	
43	格技場南・土	0.26	0.31	基準超
44	格技場南・土	0.30	0.37	基準超
45	自転車置場・コンクリート	0.19	0.20	
46	記念館玄関前・土	0.24	0.22	基準超
47	記念館玄関前・土と樹木	0.25	0.47	基準超
48	テニスコート・防風ネット	0.24	0.18	基準超
49	部室入口・芝生	0.20	0.29	蓄積
50	部室入口・土	0.16	0.20	
51	中庭・ベンチ	0.18	0.21	
52	調理室・室内	0.10	0.09	
53	調理室・グラウンド側引戸	0.11	0.11	

- 「番」は地図中の数字。単位＝マイクロ・シーベルト
- 「基準超」：除染特措法の運用上、除染対象となるはずの、高さ1mで毎時0.23 μSv （マイクロ・シーベルト）を超える地点。
- 「蓄積」：周囲に較べても、著しく大量の放射性物質が堆積している地点。